

介護職員等特定処遇改善加算の算定について

社会福祉法人 五蘊会

当法人において、令和元年10月1日より算定を開始する介護職員特定処遇改善加算については、以下の通りとする。

1. 新加算の取得状況

事業所の名称	サービス名	算定する加算の区分
特別養護老人ホーム 琴の浦荘	介護老人福祉施設	介護職員特定処遇改善加算Ⅰ
特別養護老人ホーム 琴の浦荘	短期入所生活介護 (介護予防)短期入所生活介護	
訪問介護事業所 琴の浦荘	訪問介護 (介護予防)訪問介護	
24時間在宅ケアセンター 琴の浦荘	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護事業所 琴の浦荘	夜間対応型訪問介護	
通所介護事業所 琴の浦荘	地域密着型通所介護 (介護予防)通所介護	
地域密着型特別養護老人ホーム 緑風	地域密着型介護老人福祉施設	
地域密着型特別養護老人ホーム 緑風	短期入所生活介護 (介護予防)短期入所生活介護	

2. 賃金改善以外の処遇改善に関する具体的取組内容

改善の種類	具体的な取組内容
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備
その他	<ul style="list-style-type: none"> 地域の児童、生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上

以上